

# 令和8年度外国人介護人材日本語学習等支援事業実施業務委託 仕様書

## 1 委託業務名

令和8年度外国人介護人材日本語学習等支援事業実施業務

## 2 委託業務の目的

総人口及び現役世代が減少する中で、75歳以上の人口のピークを迎える2035年頃を見据え、多様な人材の確保及び定着に向けた取り組みを進めていく必要がある。

本業務は、介護業務に従事する外国人介護人材に対する日本の生活ルール等に係る研修や日本語学習支援、交流会を実施することで、外国人介護人材の円滑な就労・定着を促進することを目的とする。

## 3 委託内容

委託内容は以下(1)～(3)とし、各項目の内容を含んだ企画の立案、広報、周知及び運営等に係る一切の業務を行うこと。

### (1) 日本の生活ルール等に係る研修の実施

#### ① 目的

- ・外国人介護職員が、県内で介護職員として働き、生活していくに当たり必要な知識を学ぶ。
- ・外国人介護職員が、日本の生活ルールや文化等を学ぶことで、業務への理解をさらに深め、不安の解消とモチベーションアップを図る。

#### ② 対象者

佐賀県内に就労している外国人介護職員

なお、応募者数が定員を超過した場合は、特定技能外国人を優先して選定する。

#### ③ 研修内容

日本の法令・制度（労働、賃金、健康、ハラスメント等）や生活ルール（交通、買い物、防災等）、文化理解等に係る研修。（座学だけでなく、グループワーク等も組み合わせ実施する。）

#### ④ 実施方法

カリキュラムの3分の1以上は対面形式の集合研修とし、それ以外の実施方法は指定しない。（オンライン形式又は対面＋オンラインのハイブリッド形式での実施も可能。）

#### ⑤ 参加規模

100名程度（複数のコースに分けることも可能。）

#### ⑥ 開催回数等

- ・受講対象者の応募方法等について、できるだけ詳細に提案すること。
- ・人数、時間(※)、回数、開催方法、研修の場所、内容、応募方法等できるだけ詳細提案すること。

※ 研修時間については、1コース18時間程度とする。なお、受講者の参加しやすさ等を踏まえ、研修回数の設定を行うこと。

## (2) 日本語学習支援

### ① 目的

外国人介護職員が、日本の介護や高齢者支援に関する理解を深めるとともに、日本語、介護の専門用語、佐賀弁の習得及び実践的研修等を通じて、現場対応力の向上と介護福祉士国家試験受験に向けた基礎力の強化を図る。

### ② 対象者

佐賀県内で就労している外国人介護職員

### ③ 内容

以下の内容を含む日本語学習の支援を行う。

- ・介護の専門用語習熟に関する支援
- ・佐賀弁の理解促進講座
- ・日本語講師による日本語習熟の講座
- ・介護を受ける高齢者の生活支援に対する理解促進
- ・グループワーク等を通じた実践的研修
- ・介護福祉士国家試験受験者向けの取組指導

### ④ 実施方法

対面又はオンライン形式等の実施方法は指定しない。

### ⑤ 参加規模

100名程度

### ⑥ 開催回数等

- ・受講対象者の設定や応募方法等について、できるだけ詳細に提案すること。
- ・人数、時間(※)、回数、開催方法、研修の場所、内容、応募方法等できるだけ詳細に提案すること。

※ 実施時間については、1コース12時間程度とする。なお、受講者の習熟度等を踏まえ、複数のコース設定を行うこと。

## (3) 外国人介護職員と日本人介護職員との交流会

### ① 目的

外国人介護職員が日頃の悩みや不安、楽しみを共有し、孤立感の軽減や相互理解の促進を図ることにより、外国人介護職員の不安の解消とモチベーションアップにつなげる。

### ② 対象者

佐賀県内に就労している外国人介護職員及び日本人介護職員

### ③ 内容

外国人介護職員同士及び日本人介護職員との交流の機会を設ける。

### ④ 実施方法

対面形式とする。

また、参加しやすくするため、県内を3地区(中部、東部、西部など)に分け、各地

区で1回以上開催すること。

⑤ 参加規模

(各地区) 30名程度

⑥ 開催日程等

時期、回数、交流会の場所、内容、応募方法等できるだけ詳細に提案すること。

**【補足】**

① 実施方針

(1)～(3)について、それぞれ個別の事業として実施するものとし、研修や日本語学習の参加者による交流会といった実施方法は委託内容を実施したとは認めない。

② 参加者へのアンケート実施及び結果分析

(1)～(3)について、事業成果を把握するためのアンケートを実施し、結果分析には今後の企画・運営に資する助言等を記載すること。

③ 参加費

(1)～(3)について、参加費は無料とする。

(5) 成果物について

・委託業務を完了したときは、速やかに紙文書及び電子データにより下記のことを納品すること。

① 業務完了報告書(事業実施内容記録、参加者アンケート結果分析)

② 本業務において作成した資料及び広告物等データ

③ アンケート集計データ(エクセルデータ)

④ その他委託者が、成果物として提出を求めるもの

**4 委託期間**

契約締結日から令和9年2月26日(金)まで

**5 留意事項**

(1) 事業の実施に当たっては、特定の国に偏った説明を行わない等、公正・中立な立場で実施すること。(ただし、本事業に関連する範囲(講師紹介等)で、受託者の業務内容や過去の実績等を簡潔に紹介することはできるものとする。)

(2) 業務遂行に当たっては、委託業務を統括し、県からの指示を受ける窓口として責任者と当該業務の従事担当者を置き、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。

(3) 事業の運営に必要な適切な人員配置を行うこと。

(4) 受託者が本業務委託により新たに制作した制作物の著作権(著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む)は、県に帰属するものとし、県は、これらの制作物(写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等)を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は県に対して著作権者人格権を行使しないも

のとする。また、本事業に係る契約の満了又は解除等契約終了事由のいかんを問わず、契約の終了後も継続するものとする。

- (5) 本事業において、第三者が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (6) 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得ること。
- (7) 受託業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。また、受託業務の全部又は一部を第三者に再委託し、又は請け負わせる場合は、当該受託者に対して、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守させなければならない。
- (8) 本業務の実施に当たっては県と十分に協議し、県の下承を得て行うこと。